

第5 安心して将来に希望を持って働くことのできる 環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して将来に希望を持って働くことができるようにワーク・ライフ・バランスの実現、労働者が安全で健康に働くことができる労働環境の整備、非正規雇用労働者の雇用の安定・能力開発などを推進する。

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

1, 076億円(182億円)

(1) 過重労働解消に向けた取組の促進【一部新規】 2. 5億円(2. 3億円)

「過重労働解消キャンペーン(仮称)」等による過重労働解消に向けた労使の取組の促進や相談体制の確保を図るとともに、過重労働による健康障害の防止のための重点的な監督指導を行う。

(2) 働き方・休み方の見直しに向けた事業主などの取組の促進

15億円(9. 6億円)

①働き方・休み方の見直しに向けた事業主などの取組の促進【一部新規】

8. 4億円(8. 9億円)

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の活用方策の検討や、この指標の活用に関する好事例の収集・分析、「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の拡充等を行う。

②テレワークの普及・促進【一部新規】(再掲・32ページ参照) 6. 5億円(67百万円)

(3) 仕事と育児の両立支援策の推進【一部新規】(再掲・26ページ参照)

1, 056億円(167億円)

(4) 仕事と治療や介護の両立支援の推進【一部新規】(一部再掲・32ページ参照)

1. 4億円(1. 1億円)

疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を支援するため、企業における取組の好事例集を作成し、研修会の開催により周知を図る。

介護を行っている労働者の継続就業を促進するため、実証実験を行うことにより、企業及び労働者の具体的課題を把握し、対応策を検討するとともに、シンポジウムの開催等を行う。

(5)バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働の抑制【一部新規】

1.2億円(1.2億円)

自動車運転者を使用する事業者に対し、自動車運転者時間管理等指導員による指導を行うとともに、業界団体に加入していない事業者に対する労働基準関係法令の周知を行うほか、運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令の講習等を行う。

2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

75億円(69億円)

第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進

75億円(69億円)

メンタルヘルス対策や化学物質管理対策等に関して、労働政策審議会の議論を踏まえ、早期に必要な法制上の措置を講じるとともに、制度の周知を図り、以下の対策を推進する。

①業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進【一部新規】

5.4億円(4億円)

第三次産業（特に飲食店等）、荷主先での作業を伴う陸上貨物運送事業、人材不足の顕在化している建設業について、各業種の特性に応じ、非正規雇用労働者を含め労働災害の防止を図る。

②職場でのメンタルヘルス・産業保健対策の推進【一部新規】

31億円(31億円)

労働者の健康確保を図るため、職場でのメンタルヘルスや小規模事業場に重点化した産業保健対策を推進する。

③化学物質管理の支援や石綿ばく露防止対策の推進【一部新規】

30億円(25億円)

化学物質のリスク評価を行うとともに、相談窓口の設置や訪問指導の実施等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。

また、建築物の解体工事等における石綿ばく露防止対策を推進する。

さらに、化学物質、粉じん、石綿等による健康被害を防止するため、新たに作成する方針の下、的確に監督指導等を実施する。

④職場での受動喫煙防止対策の推進

8.6億円(9.1億円)

職場での受動喫煙防止対策を推進するため、中小企業事業主に対する喫煙室設置への財政的支援を行うとともに、受動喫煙の有害性や対策の必要性についての周知啓発を行う。

3 良質な労働環境の確保

23億円(18億円)

(1)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】

1.4億円(90百万円)

パワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報を引き続き実施するとともに、広報媒体・広報先の充実を図る。

パワーハラスメント対策を更に推進するため、労使への支援策の充実を図る。

(2)労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上【一部新規】

16億円(17億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業の発生防止を含む一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の一層の利用促進等により、労働保険料の収納率の向上を図る。

(3)「雇用労働相談センター(仮称)」の設置【新規】

5億円

国家戦略特区において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを理解し、予見可能性を高めるため、「雇用労働相談センター(仮称)」を設置し、裁判例を分析・類型化した「雇用ガイドライン」を活用し、情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。

※労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,862億円(8,907億円)を計上。

4 非正規雇用対策の総合的な推進

241億円(111億円)

(1)フリーターなどの非正規雇用労働者の正規雇用化の促進【一部新規】(一部再掲・33ページ参照)

63億円(28億円)

わかものハローワーク等を充実し、非正規雇用労働者のニーズに応じた支援メニューを提供するとともに、非正規雇用労働者の個々人の特性に配慮した公共職業訓練の見直しや産官学の地域コンソーシアム(共同作業体)による多様な職業訓練コースの開発及び訓練実施、中長期的なキャリア形成の支援等により、非正規雇用労働者の能力開発の抜本的な強化を図る。

(2)「多元的で安心できる働き方」の普及等による非正規雇用労働者のキャリアアップ支援【一部新規】(一部再掲・30ページ参照)

169億円(73億円)

職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収

集や海外調査を行うとともに、有識者による懇談会において労働条件の明示等の雇用管理上の留意点について取りまとめ、これらの結果の速やかな周知・啓発を図る。

また、パートタイム労働法制の整備等を行うとともに、平成 25 年 12 月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において拡充することとされたキャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、企業内における非正規雇用労働者のキャリアアップのための環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援する。

(参考)【「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)】

○キャリアアップ助成金拡充

制度要求

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換や人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成について、助成額及び助成上限人数の引き上げ並びに要件の緩和を実施する。